

令和 4 年第 4 回小城市議会定例会提案理由  
(令和 4 年 11 月 30 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 4 年第 4 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 60 号 小城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、市議会の議員、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

次に、議案第 61 号 小城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、一般職の職員の給与に関する法律の改正等に伴い、給料表及び勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

次に、議案第 62 号 小城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございますが、行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、戸籍関係情報が情報連携の対象として追加されたことに伴い、ひとり親家庭等医療費助成業務において、戸籍関係情報の利用を行うものでございます。

次に、議案第 63 号 小城市公の施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例でございますが、「小城市健康スポーツセンター条例」及び「小城市フットボールセンター条例」を制定したことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、利用等を制限する公の施設に「小城市健康スポーツセンター」及び「小城市フットボールセンター」を追加するものでございます。

次に、議案第 64 号 小城市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例でございますが、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、小城市職員の定年引き上げに係る規定を整備するものでございます。

改正の内容でございますが、小城市職員の定年年齢を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等を導入するものでございます。

次に、議案第 65 号 小城市職員の高齢者部分休業に関する条例でございますが、地方公務員法に基づき、職員の高齢者部分休業の実施に関し、基本となる事項を制定するものでございます。

制定の内容でございますが、フルタイムの勤務を希望しない場合に、期間を定めて勤務時間の一部を休業扱いにできる制度を導入するものでございます。

次に、議案第 66 号 小城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、消防団員の処遇改善について国から通知がなされたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、部長、班長、ラッパ手及び団員の報酬額について増額を行うほか、新たに「災害等に関する出動」の報酬額について規定を設けるものでございます。

次に、議案第 67 号 小城市税条例の一部を改正する条例でございますが、商品であって使用しない軽自動車等の課税免除に関し、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、自動車販売店等において、展示されている軽自動車等について、登録を行った初年度に限り課税を免除するものでございます。

次に、議案第 68 号 小城市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例でございますが、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、家族の多様化を踏まえ、里親制度における里子等を入居できる親族に加えるものでございます。

次に、議案第 69 号 小城市まちなか市民交流プラザの指定管理者の指定についてでございますが、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間、株式会社まちづくり小城を指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 70 号 工事請負契約の変更についてでございますが、令和 3 年度小城市芦刈文化体育館改修（建築主体）工事において、当初契約金額の 3 億 2,428 万円を 3 億 4,339 万 4,700 円に変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 71 号 工事請負契約の変更についてでございますが、令和 3 年度小城市芦刈文化体育館改修

(機械設備) 工事において、当初契約金額の 1 億 4,568 万 2 千円を 1 億 4,753 万 3,100 円に変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 72 号 令和 4 年度小城市一般会計補正予算(第 9 号)でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 1 億 2,097 万 4 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 228 億 681 万 7 千円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正でございますが、「体育施設管理事業」は、芦刈文化体育館の屋外キュービクル更新工事を追加し、「牛津駅前広場整備事業」の増額と芦刈文化体育館改修工事のための「体育施設管理事業」の減額について、総額と年割額を変更するものでございます。

第 3 表 債務負担行為補正でございますが、「江里山七曜の滝公園遊歩道及び休憩所敷地借上料」及び「まちなか市民交流プラザ指定管理料」の 2 つの事項を追加するものでございます。

第 4 表 地方債補正でございますが、「道路新設改良

事業」から「農地及び農業用施設災害復旧事業」までの3事業を追加し、「県営地盤沈下対策事業（佐賀中部地区）」から「体育施設管理事業」までの4事業の限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

第4款 衛生費でございますが、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」は、接種対象者の拡大及び接種回数増加に伴う事業費を計上するものでございます。

第8款 土木費でございますが、「道路新設改良事業」は、JR小城駅の東にあります、JAさが小城事業所敷地内施設の再編に伴いまして、市道を整備するための測量設計委託料を計上するものでございます。

第10款 教育費でございますが、「体育施設管理事業」は、令和3年度から実施しております芦刈文化体育館の改修工事の執行残を減額するほか、新たに屋外キュービクルを更新するための工事請負費を計上するものでございます。

第11款 災害復旧費でございますが、「農地及び農業用施設災害復旧事業」は、令和4年8月の豪雨で被災

した農業用施設の復旧工事費を計上するものでございます。

以上、歳出の主な内容について申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国・県支出金、繰入金、諸収入などを増額し、市債を減額するほか、市税、財産収入などを計上し、財政調整基金繰入金により財源調整を行うものでございます。

次に、議案第 73 号 令和 4 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 9,504 万 3 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 億 3,636 万 4 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、保険給付費を増額するものでございます。

また、歳入では、保険給付費に係る県支出金を増額するものでございます。

次に、議案第 74 号 令和 4 年度小城市水道事業会計補正予算（第 2 号）でございますが、収益的収入及び支出の既定の予算に、収益的収入及び支出それぞれ 636 万 3 千円を追加し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ 3 億 2,345 万 2 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入につきましては、給水工事の増加に伴う手数料及び加入負担金を増額するものでございます。

また、収益的支出では、修繕費、動力費及び人件費を増額し、収支の調整のため予備費を増額するものでございます。

次に、議案第 75 号 令和 4 年度小城市病院事業会計補正予算（第 2 号）でございますが、収益的収入の既定の予算に 3 億 2,891 万 1 千円を増額し、補正後の予算の総額を 16 億 6,338 万 1 千円とし、収益的支出の既定の予算に 1,326 万 2 千円を増額し、補正後の予算の総額を 13 億 1,524 万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入につきましては、医業収益を減額し、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金のうち、4 月分から 9 月分までの補助金を増額するものでございます。

また、収益的支出では、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金の過年度分について、算定誤り分を返還するため増額するものでございます。

次に、議案第 76 号 令和 4 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）でございますが、収益的収入の既定の予算に 5,075 万 9 千円を増額し、補正後の予算の



総額を 19 億 3,896 万 7 千円とし、収益的支出の既定の予算に 3,895 万 6 千円を増額し、補正後の予算の総額を 16 億 4,014 万 6 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入につきましては、消費税更正の請求による還付金を増額するものでございます。

また、収益的支出では、物価上昇に伴う電気料金等の価格高騰により、動力費を増額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算に 198 万円を増額し、補正後の予算の総額を 10 億 3,080 万 8 千円とし、資本的支出の既定の予算に 259 万 2 千円を増額し、補正後の予算の総額を 17 億 6,270 万 4 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、資本的収入につきましては、下水道受益者申告件数の増加に伴い負担金等を増額するものでございます。

また、資本的支出では、芦刈地区のマンホールポンプにおいて水位計が故障したため、工事請負費を増額するものでございます。

続きまして、報告関係議案について御報告申し上げます。

まず、報告第 10 号 専決処分の報告についてでございますが、市営住宅の家賃滞納者に対し市営住宅明渡等

の訴えを提起するため、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定により、令和4年11月4日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第11号 専決処分の報告についてでございますが、令和4年9月29日、市が所有する公用車で、県道小城牛津線に進入しようとしたところ、県道の縁石に乗り上げ、縁石に設置された反射板を損傷させたもので示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和4年11月1日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。